

財務監督課	特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（案）について	令和8年3月6日
<p>1 趣旨</p> <p>特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を制定するもの。</p> <p>2 議決を受ける命令</p> <p>特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（案）（別添）</p> <p>3 施行期日等</p> <p>公布・施行 令和8年3月31日（火）</p> <p>（参考）</p> <p>今回の改正は、金融庁が実施する「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号）等の一部改正と実質的に同一の内容を定めるもののほか軽微な変更を行うものであり、行政手続法第39条第4項第5号及び第8号に基づき意見公募手続を実施しない。</p>		

別添

○カジノ管理委員会規則
国土交通省令第 号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第四項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

カジノ管理委員会委員長 佐藤 隆文

国土交通大臣 金子 恭之

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年^{カジノ管理委員会規則}国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別記第三十二号様式（第八条第二項関係）</p> <p>【表紙】 （略）</p> <p>第1【法人の概況】 1～4（略） （削る）</p> <p>第2【事業の状況】 1～3（略） 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】<u>(3)</u> 5・6（略） 7【カジノ事業の収益の活用等の状況】 (1)【入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付状況】<u>(4)</u> (2)【カジノ事業の収益を活用して実施した措置等】<u>(5)</u></p> <p>第3【設備の状況】 1【設備投資等の概要】<u>(6)</u> 2【主要な設備の状況】<u>(7)</u> 3【設備の新設、除却等の計画】<u>(8)</u></p> <p>第4【提出会社の状況】 1～3（略） 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】<u>(9)</u> (2)（略） (3)【監査の状況】<u>(10)</u> (4)・(5)（略） <u>5</u>【従業員の状況等】</p>	<p>別記第三十二号様式（第八条第二項関係）</p> <p>【表紙】 （略）</p> <p>第1【法人の概況】 1～4（略） <u>5</u>【従業員の状況】<u>(3)</u></p> <p>第2【事業の状況】 1～3（略） 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】<u>(4)</u> 5・6（略） 7【カジノ事業の収益の活用等の状況】 (1)【入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付状況】<u>(5)</u> (2)【カジノ事業の収益を活用して実施した措置等】<u>(6)</u></p> <p>第3【設備の状況】 1【設備投資等の概要】<u>(7)</u> 2【主要な設備の状況】<u>(8)</u> 3【設備の新設、除却等の計画】<u>(9)</u></p> <p>第4【提出会社の状況】 1～3（略） 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】<u>(10)</u> (2)（略） (3)【監査の状況】<u>(11)</u> (4)・(5)（略） (新設)</p>

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

(2) 【従業員の状況】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】 (11)

(2) 【その他】 (12)

2 【個別財務諸表等】

(1) 【個別財務諸表】 (13)

(2) (略)

(3) 【その他】 (14)

(記載上の注意)

(1) (略)

(2) 事業の内容

当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」。(8)において同じ。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、法第28条第2項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、業務区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

(削る)

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】 (12)

(2) 【その他】 (13)

2 【個別財務諸表等】

(1) 【個別財務諸表】 (14)

(2) (略)

(3) 【その他】 (15)

(記載上の注意)

(1) (略)

(2) 事業の内容

当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」。(3)及び(9)において同じ。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、法第28条第2項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、業務区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

(3) 従業員の状況

a 当連結会計年度末現在の連結会社における従業員（役員を除く。以下同じ。）数を業務区分に関連付けて記載すること。

また、提出会社の当事業年度末現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数を業務区分に関連付けて記載すること。

b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当連結会計年度末までの1年間におけるその平均雇用人員

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第5号に規定する連結会社をいう。（7）及び（8）において同じ。）（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。（8）において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下（3）において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要には a に掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には b に掲げる事項を含めて記載すること。

a 当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。（4）から（7）までにおいて同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。

b （略）

(4)～(6) （略）

(7) 主要な設備の状況

当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数

を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c 当連結会計年度末までの1年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

(4) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。（9）において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下（4）において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要には a に掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には b に掲げる事項を含めて記載すること。

a 当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。（5）から（8）までにおいて同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。

b （略）

(5)～(7) （略）

(8) 主要な設備の状況

当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数

役員及び代理人を除く。) 数を、業務区分に関連付けて記載すること。

(8)~(11) (略)

(12) その他

提出会社が、当連結会計年度において四半期報告書を提出した場合には、当連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下(12)において同じ。）に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（各四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

(13)・(14) (略)

を、業務区分に関連付けて記載すること。

(9)~(12) (略)

(13) その他

提出会社が、当連結会計年度において四半期報告書を提出した場合には、当連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下(13)において同じ。）に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（各四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

(14)・(15) (略)

附 則

この命令は、公布の日から施行する。